

大阪府吹田市・摂津市基本計画

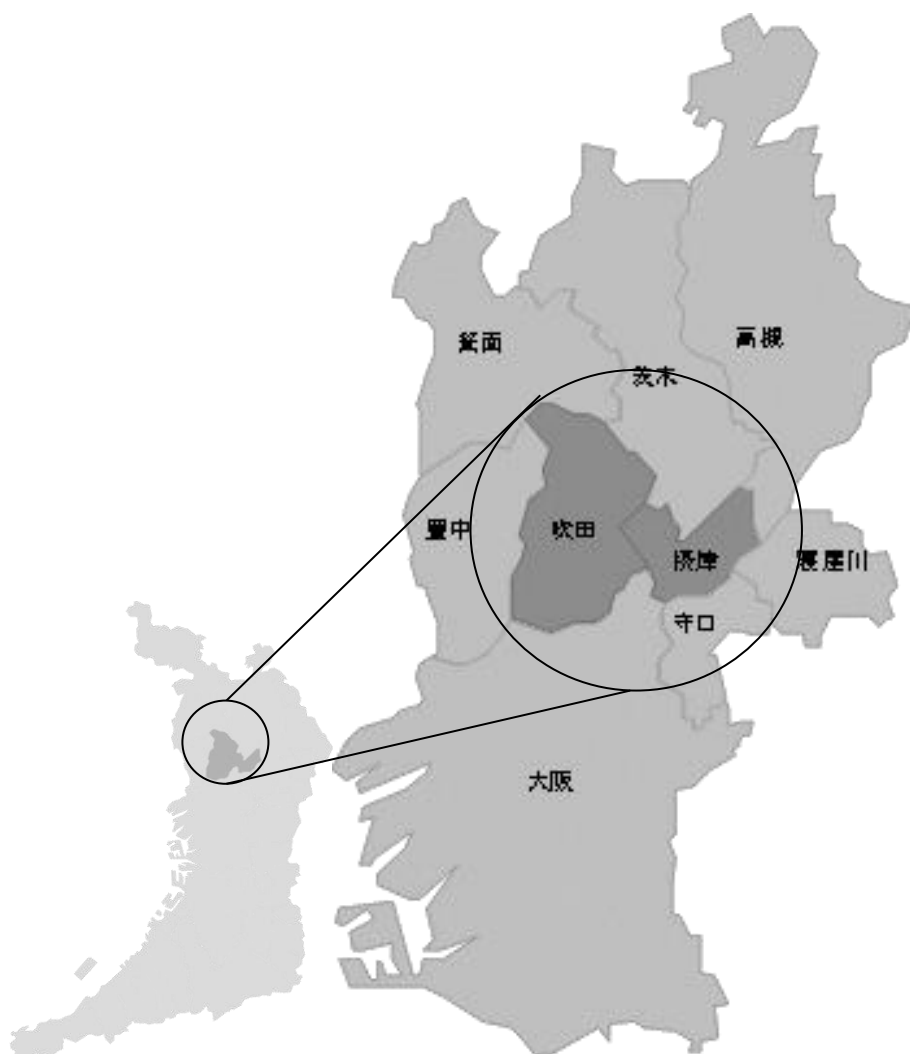
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月 1 日現在における大阪府吹田市及び摂津市の行政区域とする。概ねの面積は 5,096 ヘクタール程度（吹田市及び摂津市面積）である。

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（地図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

吹田市は、大阪府の北西（北摂地域）に位置し、北部は、北摂山系を背景としたなだらかな千里丘陵が占め、南部は安威川、神崎川、淀川から運ばれた堆積物によって形成された平地が広がっており、南は大阪市、西は豊中市、東は茨木市・摂津市に接している。

万博記念公園や千里ニュータウンに代表される、豊かな緑を持つ住宅都市という側面をもつ一方で、市域に位置する様々な交通機関により、JR 新大阪駅や大阪国際空港へのアクセスも容易であり、優れた交通利便性を有している。

また、摂津市は、大阪府の北部、淀川の右岸に位置し、西は大阪市や吹田市、北は茨木市、東は高槻市、南は淀川をはさんで守口市や寝屋川市と接しており、古くから大阪と京都を結ぶ水陸交通の要所として重要な役割を担ってきた。

市域は東西 6km、南北 5km、面積が 14.87 平方キロメートルと、フラットな地形でコンパクトなまちの特徴を有している。

（産業構造）

吹田市・摂津市が位置する北摂地域は、ライフサイエンス関連機関が集積しており、ベンチャー企業等も多数立地している。研究人材の人口比率も全国トップレベルであるなど、ライフサイエンス産業に関するポテンシャルが高い地域である。

また、吹田市、摂津市にまたがる北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）では、「健康・医療」をコンセプトとしたクラスター形成が、インフラ整備も含めて進められており、その核となる機関として、国立循環器病研究センター（以下「国循」という。）が平成 31 年 7 月に運用開始予定である。企業等の集積地となる健都イノベーションパークには、「健康」の核となる、国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）の当地への全部移転方針が決定している。

さらに、大阪都心部・うめきたに立地する、創薬などの支援機関等（国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）創薬戦略部西日本統括部、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）関西支部、関西広域連合医療機器相談窓口）とのアクセス利便性がよく、今後予定されているうめきた等と関西国際空港とのアクセス改善の実現により、海外市場とのアクセス利便性も大幅に向上する予定である。

（交通インフラ）

吹田市及び摂津市には 19 の鉄道駅が立地し、両市域から 10 km 圏内に位置する様々な交通機関により、大阪、京都、神戸などの関西主要都市だけでなく、東京をはじめとする国内主要都市へも素早いアクセスが可能である。本促進区域内にある健都の最寄り駅である JR 東海道線「岸辺駅」は、大阪駅まで 12 分、新大阪駅までわずか 7 分、また、京都駅や三ノ宮駅にも 30 分前後でアクセスできる好立地となっている。

（人口の分布状況）

吹田市の人口は、平成 27 年国勢調査で、374,468 人であり、市内全域が人口集中地区である。

摂津市においては、1990 年から 2010 年まで減少傾向で推移してきたが、2011 年には増加に転じ、2015 年には 85,440 人となっている。今後も短期的には、健都における開発による人口増加が見込まれるが、全国的な傾向と同様に人口減少に転じることが予測され

る。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

促進区域内における全事業所数のうち、医療・福祉に係る事業所数の占める割合は9.1%と、全国平均(7.6%)を上回っており、また、製造業における医薬品製造業の事業所数の占める割合は全国平均の約1.8倍となっているなど、ライフサイエンス分野におけるポテンシャルが高い地域である。

また、吹田市域においては、全産業における教育・学習支援業の付加価値額の割合が16.9%と、卸売業・小売業に次いで高い比率を占めるなど、学術・研究分野の環境も整っていることが特徴である。

一方、摂津市は、工業地域が多くを占める産業のまちである。事業所数4,249のうち、製造業が750事業所と大きな割合を占めており、大手製薬企業をはじめとするライフサイエンス関連企業が立地している。

さらに、隣接する茨木地域においては、医療・ライフサイエンスの拠点となっている彩都ライフサイエンスパークを核とする彩都の開発が進むとともに大阪市内、うめきたに近い中之島においては、再生医療をはじめとする未来医療国際拠点を整備する構想も進んでいる。

こうしたライフサイエンス分野におけるポテンシャルの高さを活かし、健康医療関連企業のさらなる集積を図る。

さらに、健都においては、「健康と医療」の核となる機関の立地が決定(国循：平成31年7月運用開始予定、健栄研：移転方針の決定)している。また、地域内に健康意識等の高い住民の居住が予定されており、地元住民とも近接しているため、産学官民の連携が図りやすい地域である。

このことを活かし、健都における「健康と医療」をコンセプトとした医療クラスターの実現により、当該地域を循環器疾患分野の予防・医療・研究で世界をリードする地域に発展させ、高い経済波及効果を生み出すことをめざす。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	500 百万円	—

(算定根拠)

- ・計画期間において地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業により創出される付加価値額と促進区域での波及効果を合わせて、500百万円の付加価値を創出することをめざす。

- ・また、K P Iとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、新規事業件数を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	—	73 百万円	—
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	5 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 61 百万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス - 活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 7%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 5%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

現時点において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①吹田市・摂津市の医療・健康関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野

(2) 選定の理由

①吹田市・摂津市の医療・健康関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野

本区域には、大阪大学や国立循環器病研究センター、理化学研究所生命システム研究センターなどのライフサイエンス関連機関が集積している。また、全従業者数における学術・研究開発機関に従事する従業者数の割合は約 1.09%と、全国平均（約 0.47%）の 2 倍以上にのぼり、特に吹田地域においては、研究者の人口比率が 0.83%（全国平均 0.19%）と、全国トップレベルである。さらに、区域内の健都には、ライフサイエンスの拠点形成の核となる国循や健栄研の立地が決定している上、うめきたにある創薬などの支援等機関（AMED、PMDA、関西広域連合医療機器相談窓口等）とのアクセス利便性が良好であるなど、ライフサイエンス分野の成長促進のための環境が整っている。

また、吹田市内の大学・研究機関においては、iPS細胞、がん治療や難病治療等の分野で高度な研究が行われているのに加え、再生医療等製品の実用化に向けた研究・開発を行う企業やバイオ医薬品の開発・生産に関連する施設を新設し、核酸医薬等の実用化に取り組んでいる企業等が立地しており、先端技術の確立が期待される。

さらに、「医薬品・医療機器、これらに関連する製造業・卸売業」の事業所数は、吹田・摂津両市域で、大阪府内では大阪市を除いてトップクラスとなる 110 事業所に達している。

また、摂津市は、工業地域が多くを占める産業のまちである。平成 26 年経済センサスをみると、事業所数は 4,249 事業所となっているが、卸売業・小売業の 881 事業所に次いで、製造業が 750 事業所と大きな割合を占めており、大手製薬企業をはじめとするライフサイエンス関連企業が立地している。

これら両市の状況を見ても分かるとおり、本地域は医療や科学的根拠に基づく先端的な健康関連産業等のライフサイエンス分野の成長促進にとって大きなポテンシャルを持っていると言える。

大阪府は、健康指標の多くが全国平均を下回るなど、これらライフサイエンス分野に対するニーズは増大、多様化し、大きな潜在的需要が見込まれる。当該地域は、高度なライフサイエンス機関が立地し、研究開発活動が進められ、多くの研究者、医師・看護師等が日々活動するとともに、地域住民の活動も医療・福祉分野が多いことから、当該分野での地域経済牽引事業の促進をはかることにより、ライフサイエンス分野の促進が期待できる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等も併せて活用し、企業の新事業展開、成長分野への参入支援等の施策・事業や規制緩和等の取組みを推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

①大阪府成長産業特別集積税制（大阪府）

吹田・摂津市内成長特区（国循、大阪大学吹田キャンパス、健都の一部）に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンス等に関する事業を行った場合、大阪府税（法人府民税、法人事業税及び不動産取得税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施。

②企業立地等促進奨励金（摂津市）

土地、建物及び償却資産にかかる固定資産税の1/2相当額（上限額：年度あたり1億円）を奨励金として、5年度間交付する。

③吹田市成長産業特別集積税制（吹田市）

吹田市内成長特区（国循、大阪大学吹田キャンパス、健都の一部）に進出し、ライフサイエンス等に関する事業について、大阪府の成長産業事業計画の認定を受け、事業を行った場合、市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施。

④企業立地促進奨励金（吹田市）

対象地域内（国循、大阪大学吹田キャンパス、健都の一部、江坂をはじめとする吹田市西部・南部地域）において、バイオ・ライフサイエンス関連産業又はイノベーション関連産業の事業者が対象となる事業所の新設又は拡張を行った場合、事業者に対し、土地、建物及び償却資産にかかる固定資産税の1/2相当額（上限額：年度あたり1億円）を奨励金として、5年度交付する。

⑤地元企業等共同研究開発事業補助金（吹田市）

吹田市産業振興条例に基づき制定された、吹田市内に本社を置く事業者が他の事業者や大学等と共同で行う新製品や新技術の研究開発事業を支援する補助金事業。

【平成29年度予算10百万円】

⑥地方創生関係施策

平成30年度から令和5年度にかけて、地方創生推進交付金の活用を図ることを視野にライフサイエンス分野において、設備投資支援等による事業環境の整備、新製品・

サービス開発や新規参入、販路開拓、地域活性化プロジェクト等の支援に取り組んでいくことを予定している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公共データの公開、利活用の促進

「大阪オープンデータサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

②健栄研が保有するデータの公開

健都内に移転予定の健栄研が保有している情報を公開し、積極的に活用できるように調整を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

大阪府商工労働部内、吹田市都市魅力部地域経済振興室内、摂津市市民生活部産業振興課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、大阪府、吹田市、摂津市の関連部署等を含めた内部検討を行ったうえで適切に対応する。

(５) 実施スケジュール							
取組事項	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度 (令和 元 年度)	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度 (最 終 年 度)
【制度の整備】							
①大阪府成長産業特別集積税制（大阪府）	実施						
②企業立地等促進奨励金（摂津市）	実施						
③吹田市成長産業特別集積税制（吹田市）	実施						
④企業立地促進奨励金（吹田市）	実施						
⑤地元企業等共同研究開発事業補助金（吹田市）	実施						
⑥地方創生関係施策		実施					
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】							
①公共データの公開、利活用の促進	実施						
②健栄研が保有するデータの公開				実施			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
事業者からの相談窓口	運用						

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、健栄研、国立医薬基盤研究所、吹田商工会議所、摂津市商工会などの支援機関が、十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①国立健康・栄養研究所

事業者に対して健栄研が保有している情報を公開し、積極的に活用できるように調整を行う。

②国立医薬基盤研究所

事業者に対して基盤研が保有している核磁気共鳴装置（NMR）や電子顕微鏡といった装置を使用できるようにする。

③吹田商工会議所

会員企業間の技術的な連携を促進し、促進につながるニーズとシーズのマッチングを図り、関連支援機関と連携して産業振興に取り組んでいる。

④摂津市商工会

関係機関と連携し、地場企業との技術交流及び企業間連携を促進するため、各種交流会を通じて、新たなビジネス創出を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においても環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

（2）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

I 防犯に配慮した環境の整備、管理

- （1）道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。
- （2）夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

- (3) 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。
- (4) 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。
- (5) 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- (6) 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

II 交通安全に配慮した環境の整備

- (1) 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- (2) 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

III 地域社会との連携

- (1) 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。
- (2) 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等、近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

IV 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

V 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

VI 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

Ⅶ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

Ⅷ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

毎年度の終了後、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び事業見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本基本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。